

取扱商品のご案内

平成24年9月18日適用

商品名 項目	当座貯金	決済用普通貯金	普通貯金	通知貯金	自由金利型定期貯金		変動金利定期貯金		
					スーパー定期	大口定期	単利型	複利型	
販売対象	個人及び法人(団体を含む)								
期間	定めなし	期間の定めなし	定めなし	定めなし ただし、7日間の据置期間が必要です。	〇定型方式 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 〇期日指定方式 1ヶ月超5年未満 定型方式のものについては自動継続の取扱いができます。	〇定型方式 3年、4年、5年 〇期日指定方式 3年超5年未満	〇定型方式 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 〇期日指定方式 1ヶ月超5年未満 定型方式のものについては自動継続の取扱いができます。	〇定型方式 1年、2年、3年	
預入方法	預入方法 預入金額 預入単位	随時預入 1円以上		1万円以上	1円以上	一括預入 1,000万円以上		1円以上	
払戻方法	小切手・手形用紙代金は店頭へ備え置く手数料等一覧に記載します。	随時払い戻します。	解約時に一括払って払い戻します。(ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。)	満期日以降に一括して払い戻します。					
利 息	適用金利	無利息	毎日の店頭表示の利率を適用します。(変動金利)	毎日の店頭表示の利率を適用します。	預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。			預入後6ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6ヶ月毎に、当金が所定の基準によって算出した利率に変更します。	
	利払頻度		毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。	解約時に一括して支払います。	預入期間2年未満のものは満期日以降に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは中間利払日以降及び満期日以降に分割して支払います。 尚、中間利払日に支払う利息は、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率により計算します。	満期日以降に一括して払い戻します。	預入期間2年未満のものは満期日以降に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日以降及び満期日以降に分割して支払います。 尚、中間利払日に支払う利息は、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率により計算します。	預入日から満期日の前日までに到来する預入日の6ヶ月毎の応答日以降に所定の中間利払利率を支払います。	
	計算方法		毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算	付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算	
	税金	個人のお客様は20%＊の分離課税、法人のお客様は総合課税となります。 ＊平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%となります。							
	金利の 入手法	金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。							
手数料	小切手・手形用紙代金は店頭へ備え置く手数料等一覧に記載します。	キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会及びオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。							
付加できる 特約事項	別途審査により貸借を利用できます。	個人のおものは、総合口座による当座貸借ができます。キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払の取扱いができます。			個人のおものはマル優の取扱いができます。		個人のおものはマル優の取扱いができます。個人のお自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れることができます。		
中途解約時の 取扱い			据置期間内に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。	満期前に解約する場合は、自由金利型定期貯金規定に定める中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を精算します。	満期前に解約する場合は、自由金利型定期貯金規定に定める中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を精算します。	満期前に解約する場合は、自由金利型定期貯金規定に定める中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を精算します。	満期前に解約する場合は、変動金利定期貯金規定に定める中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を精算します。	満期前に解約する場合は、変動金利定期貯金規定に定める中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。	
貯金保険制度の 適用	当該貯金は、貯金保険制度により全額が保護されます。		保護対象 当該貯金は当会の他の一般貯金と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険制度により保護されます。						
相互援助制度の 適用	当会は、社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっております。								
苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情等につきましては、営業日の9時から17時までに当会本支所又は経営管理本部企画管理課(TEL:089-933-8716)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク愛媛県苦情相談窓口(TEL:089-933-8714)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。詳しくは、当会ホームページをご覧ください。当会本支所又は経営管理本部企画管理課(TEL:089-933-8716)にお問い合わせください。								
紛争解決措置	苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、基窓口及び全国JFマリンバンク相談所(TEL:03-3294-9670)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。詳しくは、当会ホームページをご覧ください。当会本支所又は経営管理本部企画管理課(TEL:089-933-8716)にお問い合わせください。 尚、東京、第一東京、第二東京の三弁護士会については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。 ○東京弁護士会 紛争解決センター(TEL:03-3581-0031) ○第一東京弁護士会 仲裁センター(TEL:03-3595-8588) ○第二東京弁護士会 仲裁センター(TEL:03-3581-2249)								
その他 参考となる事項	口座開設にあたり所定の審査が必要となります。 この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。但し、当会に対する解約の通知は書面によるものとします。 当会は、支払資金預入れの再引にわたる遅延、支払停止その他総合の債権関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。 この取引が終了した場合には、その終了前に届出された約束手形、小切手又は引受けられた為替手形であっても、当会はその支払義務を負いません。 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座協定の決済を完了してください。				満期日以降の利息は解約日又は最終継続日における普通貯金利率により計算します。				

注) 中間利払率=約定利率×70%(小数点第4位以下切捨て)

取扱商品のご案内

平成24年9月18日適用

商品名	貯蓄貯金		積立定期貯金		協協積立貯金			定期積金	期日指定定期貯金	
	I型	II型	定額式	自由式	I型(定額式)	I型(水揚天引式)	II型(目的型)			
販売対象	個人(組合員限定せず)				個人及び法人(団体を含む)				個人及び法人(団体を含む)	個人
期間	定めなし		据置期間を含め1年(12ヶ月)、2年(24ヶ月)、3年(36ヶ月)、4年(48ヶ月)、5年(60ヶ月)の5種類	据置期間1ヶ月を含め、1年(12ヶ月)以上5年(60ヶ月)以内 積立回数に制限はありません。	1年に限定			6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年、6年、7年	1年以上3年以内	
預入方法	預入方法	随時預入		据置期間を含め普通貯金より自動振替及び任意の窓口入金	毎月一定額を普通貯金より自動振替及び任意の窓口入金	水揚精算代金からの定率により自動振替及び任意の窓口入金	毎月一定額を普通貯金より自動振替及び任意の窓口入金	当会提示の所定日に定額もしくは当会との取り決めた金額を預入	一括預入	
	預入金額	1円以上							100円以上	1円以上300円未満
	預入単位	1円								
払戻方法	随時払い戻します。		「最終満期日」当日に約定利率により一括払い戻します。				満期日以後に一括して払い戻します。	解約時に利息とともに支払い戻します。 ただし、1年間の据置期間経過後、最長預入期限までの任意の日を満期日として指定すれば、元金の一部又は全部について引き出せます。		
利息	適用金利	毎日の残高に応じた店頭表示の利率を適用します。		金額階層別のスーパー定期利率又は期日指定定期利率	金額階層別の協協積立貯金(I型)利率		金額階層別のスーパー定期利率又は大口定期利率	預入時の店頭表示の利率を適用します。	預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。	
	利払頻度	毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。	毎月の当会所定の日に支払います。	「最終満期日」当日に約定利率により一括払い戻します。				満期日以後に一括して支払います。	解約時に一括して払い戻します。	
	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算		積立金額に応じたスーパー定期利率又は大口定期の計算方法			給付契約金と掛け金総額の差額により計算	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算		
	税金	個人のお客様は20%*の分離課税。法人のお客様は総合課税となります。 *平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%となります。								
	金利の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 *預入残高に応じて、当会が定めた利率を適用致します。		金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。						
手数料	キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会及びオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。		キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会及びオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。 スウィング機能を設定した場合、当会で定める所定の手数料をお支払いいただけます。							
付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。 キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。		個人のもは総合口座の担保に組入れることができます。 普通貯金等から自動振替による預入ができます。 個人のもはマル優の取扱いができます。				個人のもは総合口座の担保に組入れることができます。 普通貯金等から自動振替による預入ができます。	個人のもはマル優の取扱いができます。		
中途解約時の取扱			「最終満期日」前に解約する場合は、積立金額に応じてスーパー定期利率又は期日指定定期の中途解約利率を適用して一括払い戻します。	「最終満期日」前に解約する場合は、積立金額に応じてスーパー定期利率又は大口定期の中途解約利率を適用して一括払い戻します。			満期日前に解約する場合は、定期積金規定に定める中途解約利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。	満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金規定に定める中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。		
貯金保険制度の適用	-保護対象 当該貯金は当会の他の一般貯金と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険制度により保護されます。									
相互援助制度の適用	当会は、社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっております。									
苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情等につきましては、営業日の9時から17時までに当会本支所又は経営管理本部企画管理課(TEL:089-933-8716)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク愛媛県苦情相談窓口(TEL:089-933-8714)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 ※詳しくは、当会ホームページをご覧ください。当会本支所又は経営管理本部企画管理課(TEL:089-933-8716)にお問い合わせください。									
紛争解決措置	苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県窓口及び全国JFマリンバンク相談所(TEL:03-3294-9670)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※詳しくは、当会ホームページをご覧ください。当会本支所又は経営管理本部企画管理課(TEL:089-933-8716)にお問い合わせください。 尚、東京、第一東京、第二東京の三弁護士会については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。 ○東京弁護士会 紛争解決センター(TEL:03-3581-0031) ○第一東京弁護士会 仲裁センター(TEL:03-3595-8588) ○第二東京弁護士会 仲裁センター(TEL:03-3581-2249)									
その他参考となる事項	公共料金等の自動支払、及び給与・年金等の自動受取りにはご利用になれません。 総合口座の取扱いにはできません。		満期日以降の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。				払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 又は当初契約時の店頭表示の利回りの割合による遅延損害金をいただきます。 掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに基づいて先掛割引金を計算します。 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。	満期日以降の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。		